

# 中国株取引ルール

## 1. 中国株取引における基本的事項

- (1) 2011年7月29日をもちまして、中国株オンライン取引サービスの取扱いを終了いたしました。2011年8月1日以降は、コールセンター(電話のみ)で売却注文のみ受け付けます。受付可能な売却注文は、注文をお受けした翌香港市場取引日のプレオープニングセッションでの成行売却のみとなります。
- (2) 2011年8月1日以降は、香港ドルから円への為替交換は、コールセンター(電話のみ)で受け付けます。
- (3) 日本国内の他の金融商品取引業者へ移管による振替出庫のお手続きを承ります。郵送などによる現物株式の出庫はお受けできません。また、当社への移管入庫は受け付けておりません。
- (4) コールセンター休業日(土曜日・日曜日・祝祭日などの日本市場休場日)は、受注および為替交換の受付を行いませんので、ご注意ください。

## 2. 口座開設

証券総合取引のお申込みとともに「外国証券取引口座」が同時開設されます。

## 3. 取扱銘柄

香港証券取引所上場の、香港ドルで取引されている普通株式となります。ETF、REIT はお取扱いいたしません。

## 4. 注文

### (1) 約定日・受渡日

発注方法	コールセンター(電話注文のみ) 8:00 から 17:00(日本時間)	
注文種類	AO注文(プレオープニングセッションにおける成行注文)の売却のみ	
発注日	受付日の翌香港市場取引日	※注文の有効期間は、発注日当日のみとなります。
訂正・取消	訂正(減数)および取消は、元注文受付日のみ承ります	※発注日(通常、受付日の翌香港市場取引日)は、訂正・取消は承ることができませんので、ご注意ください。
決済	円貨	※為替レートは、国内約定日に銀行が発表する公示レートを参考に決定されます。 ※中国株の売買、配当等の権利処理及び為替交換時に適用する為替レートには、1香港ドルあたり15銭の手数料が含まれています。
約定確認	日本株取引画面ログイン後【口座情報】-【お客様情報】-【登録情報照会】-【電子交付サービス】画面でご覧ください。 確認可能時間は国内約定日の翌営業日の朝以降となります。	

※売却約定代金が手数料・税金等の諸費用を下回る場合は、受渡代金がマイナスとなり、不足額をご入金いただく必要があります。

※ご注文が約定しなかった場合は、電子交付されませんので、コールセンターにお問い合わせください。

※2011年8月1日以降、新銘柄コード(岡三オンライン証券の中国株発注用銘柄コード番号)、新銘柄名を当社WEBサイトの【銘柄コード新旧対照表】で発注前にご確認ください。(例:旧銘柄コード(香港証券取引所コード)「5」、旧銘柄名「HSBC H」⇒新銘柄コード「Z0121」、新銘柄名「HSBC HOLDINGS PLC」)

### (2) 約定日・受渡日

#### ① 現地約定日

執行地(香港)の売買注文の成立日

#### ② 国内約定日

当社が執行地(香港)の売買注文の成立を確認した日

通常、現地約定日と同日になりますが、現地約定日が、国内銀行休業日となる場合は、現地約定日の翌営業日が、国内約定日となります。

#### ③ 現地受渡日

現地約定日の翌々営業日

香港証券取引所が営業している日を基準とします(後場半休日等を除く)。

#### ④国内受渡日

国内約定日の翌々営業日(国内銀行営業日を基準とします。)

通常、現地受渡日と同日になりますが、約定日と受渡日との間に、執行地(香港)と本邦において、祝祭日がある場合、現地と国内で受渡日が相違する場合がありますのでご注意ください。

### 5. 注文の訂正・取消

発注方法	コールセンター(電話注文のみ) 8:00 から 17:00(日本時間)	
訂正・取消	訂正(減数)および取消は、元注文受付日のみ承ります	※発注日(通常、受付日の翌香港市場取引日)は、訂正・取消は承ることができませんので、ご注意ください。

### 6. 注文の失効

AO 注文がプレオープニング・セッションで約定しなかった場合、失効となります

### 7. 単元未満株

コールセンターで売却注文のみ受け付けます。手数料は単元株同様ですが、最低手数料はありません。また、単元未満株専門のブローカーによる相対売買ですので、約定価格は通常の市場価格とは異なります。

### 8. 手数料・諸費用

#### (1)手数料

項目	費用
国内売買委託手数料	約定金額×1.05%(税込) 最低手数料 5,250 円(税込) ※単元未満株式には最低手数料はありません。
現地手数料	無料
香港政府への印紙税	約定金額 1,000 香港ドルごとに、1 香港ドル(端数切り上げ 最低額:1 香港ドル)
取引所手数料	約定金額×0.005%(小数点第3位四捨五入)
取引所税	約定金額×0.003%(小数点第3位四捨五入)
投資家補償金税(注)	約定金額×0.002%(小数点第3位四捨五入)
CCASS決済費用	約定金額×0.002%(小数点第3位四捨五入) (最低額:2 香港ドル、最高額:100 香港ドル)

※投資家補償金税の徴収は、香港証券取引所の決定により2005年12月19日(月)以降停止されております。

※中国株の売買、配当等の権利処理及び為替交換時に適用する為替レートには、1 香港ドルあたり 15 銭の手数料が含まれています。

#### (2)権利取得にかかる費用

項目	手数料	
権利取得にかかる費用	配当金取立料	無料
	現地取扱費用	無料
	株式分割等取得費用	無料
	有償増資払込権利取得費用	無料
買取(TOB)	取扱手数料	約定金額×1.05%(税込) ※円未満切り捨てです。 ※最低手数料はありません。
	現地手数料	無料
	印紙税	無料
強制買取	現地手数料	無料

※中国株の売買、配当等の権利処理及び為替交換時に適用する為替レートには、1 香港ドルあたり 15 銭の手数料が含まれています。

## 9. 為替交換による振替(香港ドル→日本円)

手続き方法	コールセンター(電話受付のみ)
締切時間	15:00(日本時間)
取消締切時間	15:00(日本時間)
通貨	香港ドル⇒日本円へのみ
適用為替レート	日本国内および香港の銀行営業日の 16:00(日本時間)以降に決定いたします。 【取扱商品】-【中国株】-【中国株適用為替レート】からご確認ください。 交換時に適用する為替レートには、1 香港ドルあたり 15 銭の為替手数料が含まれています。
交換可能日	【取扱商品】-【中国株】-【中国株カレンダー】からご確認ください。
交換金額	外貨での金額指定または全額指定。 ※交換時に発生する端数は、小数点以下を切り捨てします。

### 注意事項

- ・為替交換は、日本および香港の銀行営業日に行います。日本国内の銀行営業日であっても、香港の銀行が休業日の場合は、これを行いません。
- ・交換受付の締切時間は 15:00 までとなります。15:00 以降は翌営業日の受付扱いとなりますので、ご承知おきください。
- ・参考為替レート  
国内営業日の日本時間 10:30 頃、外国為替相場の外国為替銀行間の取引価格に基づき、為替交換の参考となる「参考為替レート」を Web サイトに提示いたします。  
なお、提示後、為替相場に著しい変動等があった場合は、「参考為替レート」を見直し、13:30 頃再提示いたします。

## 10. 他の金融商品取引業者へ移管による振替出庫

日本国内の他の金融商品取引業者へ移管による振替出庫のお手続きを受付いたします。郵送などによる現物株式の出庫はお受けできません。また、当社への移管入庫は受け付けておりません。

### 振替出庫(当社→他の金融商品取引業者)

当社から他の金融商品取引業者(移管先金融商品取引業者)へ振替出庫いただく場合は、移管先金融商品取引業者でのお手続きとなります。お手続きに必要な書類は、移管先金融商品取引業者にご請求ください。当社では 1 銘柄につき 5,250 円(税込)の移管取扱手数料がかかります。

※移管できる銘柄は、移管先金融商品取引業者によって異なります。詳細は移管先金融商品取引業者へご確認ください。

## 11. 配当・株式分割などの資本異動

### 配当

配当金は、権利付最終日の大引けまでに買付している場合に支払われます。

#### (1)現金配当

現金配当につきましては、原則として当社が現地保管機関からの入金を確認した日の翌営業日以降、当社の任意で円貨に交換し、お客様の証券総合取引口座(日本株口座)に入金処理を行います。

ただし、現地支払予定日が変更された場合や現地保管機関からの通知が遅延した場合、お支払いが遅れる場合がありますので、予めご了承ください。

CA 情報の確認は、コールセンターまでお問い合わせください。

・日本国内の源泉徴収税額を差し引いた後、香港ドルを円貨に交換し、お客様の証券総合取引口座(日本株口座)へ入金いたします。

#### (2)現金または株式の受取りが選択できる配当

現金での受取りのみとなります。

#### (3)株式配当

当社では株式を売却し、香港ドルを円貨に交換し、お客様の証券総合取引口座(日本株口座)へ入金いたします。

ただし、下記のような現地の事情により売却が困難な場合は、配当の権利を放棄していただく場合があります。

- ・割り当てられる株式が既に売買停止中である場合
- ・割り当てられる株式が、割当日以降、当社が売却を行う前に売買停止になり、3 ヶ月を経過しても売買が再開されない場合
- ・取引が成立しないため売却ができず、かつ、3 ヶ月を経過しても売却ができない場合

#### 注意事項

- ・香港ドル以外の通貨(人民元等)で配当金が支払われる場合でも、当社で円貨に交換し、円貨での入金となります。
- ・香港以外に資本または本社所在地等がある場合、別途課税されることがあります。
- ・株式配当により割り当てられる株式について、当社で取扱いできない等の理由により、権利の取得、当該株式の保管・売却が困難な場合は、配当の権利を放棄していただくことがあります。

## 株式分割・株式併合

### (1)株式分割

株式分割は、権利付最終日の大引けまでに買付約定が成立し、保有している場合に、権利取得となります。

株式分割が行われる銘柄の権利落日(効力発生日)以降の取引は、本コードの取引停止期間の設定の有無により異なります。

#### i.本コードの取引停止期間が設定される場合

香港証券取引所では、株式分割が行われると、従来の銘柄コード(本コード)とは別に、一定期間、一時的な銘柄コード(仮コード)が設定されます。

香港証券取引所においては、株式分割が行われると、もともと保有していた株式と新たに付与された株式(新株)が、本コードから仮コードに置き換わり、仮コードでの取引が始まります。この場合、本コードでの取引は停止となります。そして、仮コードでの取引が開始してから約 2 週間が経過すると、本コードでの取引も再開され、本コードと仮コードでの取引が並行して行われます。この並行売買期間を「パラレル取引期間」といいます。その後、仮コード最終売買日を経過すると、仮コードは本コードに置き換わり、以降、本コードの売買が行われることとなります。

当社では、パラレル取引開始日以降については、本コードで売買できます。仮コードの売買はできませんのでご注意ください。

#### ii.本コードの取引停止期間が設定されない場合

iとは異なり、本コード取引停止期間が設定されない銘柄の場合、仮コードの設定がありません。当社では、新株の入庫は、権利落日から起算して 2 営業日目以降にお客様の口座証券総合取引口座(日本株口座)へ反映されます。

### (2)株式併合

株式併合の場合は、本コードの取引停止期間が設定されますので、株式分割における「本コード取引停止期間が設定される場合」と同様の取扱いとなります。

CA 情報・スケジュールについては、コールセンターまでお問い合わせください。

## 有償増資

有償増資とは、企業が投資家から新たに払込みを受けて新株を発行することです。中国株の有償増資には次の 4 種類があります。

- 1.ライト
- 2.ワラント(新株引受権)
- 3.オープン・オファー
- 4.プレファレンシャル・オファー

しかしながら、日本国内居住者は、金融商品取引法の規制によりこれらの外国株式の有償増資に対して払込みをすることができません。なお、「ライト」と「ワラント」については、権利を売却することができますが、「オープン・オファー」と「プレファレンシャル・オファー」については、権利の売却もできません。それぞれの詳細は、下記の各項目をご参照ください。

## 権利売却ができる有償増資

種類	内容
ライト	ライトは、あらかじめ決められた価格で株式を購入できる権利です。有効期限付で付与され、期限後は権利が消滅します。付与された権利は、当社にて売却処分のうえ売却代金を香港ドルから円貨に交換し、お客様の証券総合取引口座(日本株口座)へ入金いたします。売却処分は当社が行いますので、お客様からのご指示は必要ありません。なお、ライトが売却される確率は低く、売却期間に売却できないこともありますのでご了承ください。売却できなかった場合は、売却期間終了と同時に権利が消滅いたします。
ワラント	ワラントは、あらかじめ決められた価格で株式を購入できる権利です。ワラントは有効期限付で発行され、期限後は権利が消滅いたします。ライトより権利行使期間が長いのが特徴です。付与されたワラントは、売却処分のうえ売却代金を香港ドルから円貨に交換し、お客様の証券総合取引口座(日本株口座)へ入金いたします。売却処分は当社が行いますので、お客様からのご指示は必要ありません。なお、売却期間内に売却できないこともありますのでご了承ください。売却できなかった場合は、売却期間終了と同時に権利が消滅いたします。

### 権利売却ができない有償増資

種類	ライト
オープン・オファー	あらかじめ決められた価格で新株を購入できる権利です。なお日本国内居住者は金融商品取引法の規則により、「オープン・オファー」の権利を行使および売却することはできません。よって権利放棄していただくことになります。
プレファレンシャル・オファー	あらかじめ決められた価格で子会社や関連会社の新株を購入できる権利です。なお日本国内居住者は、金融商品取引法の規則により「プレファレンシャル・オファー」の権利を行使および売却することはできません。よって権利放棄していただくことになります。

### 買取・強制買取

買取には、発行会社や第三者が、買取価格を公表して株主から株式を買い取る「買取」と、上場廃止にともなう「強制買取」があります。「買取」は、日本の「公開買付(TOB)」にあたるものです。「強制買取」は、発行会社が私有化され上場廃止になる場合に発生します。

### 買取申込みをする場合

手数料・諸経費は下記のとおりです。

取扱手数料	約定金額×1.05%(税込) ※円未満切り捨てです。 ※最低手数料はありません。
印紙税	無料

※金銭以外を受取の対価とする買取の手数料は、原則無料です。

### 買取申込みをしない場合

お手続きの必要はございません。買取の権利は買取申込期間終了後、消滅します。

### 上場廃止にともなう強制買取の場合

お手続きの必要はございません。また、強制買取に係る取扱手数料は無料です。

## 12. 税金

日本国内の税法が適用され課税されます。なお、売却益については現地での課税はありませんが、配当金に対しては中国本土にて10%の源泉徴収が課される場合があります。

譲渡益	申告分離課税 10%(所得税 7%、住民税 3%)
配当	源泉分離課税 10%(所得税 7%、住民税 3%)

### 注意事項

- ・当社における中国株式は一般口座でのお取扱いとなります。(特定口座のお取扱いはしていません)。
- ・確定申告をされる際の譲渡損益の算出根拠となる為替レートは、買付の場合は国内約定日におけるTTSレート(対顧

客電信売レート)を、また、売却の場合は国内約定日における TTB レート(対顧客電信買レート)を用いることとされております。

・上記内容は、平成 21 年 4 月時点における資料・情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではなく、今後の法律改正等により内容が変更となる可能性がありますのでご注意ください。

### **13. 口座の解約**

当社における口座の解約を希望される場合は、お電話でご連絡ください。なおこの場合、中国株取引を行う外国証券取引口座についても同時に解約されます。

### **14. 資産の保全**

お買付けいただいた外国証券は、香港証券取引所の子会社である香港中央結算有限公司(HKSCC)の証券中央保管決算機構(CCASS)にて混蔵保管しております。なお、お預り有価証券とその他の有価証券(当社で所有する有価証券)をシステム・帳簿で分別管理し、お客様ごとの持分が直ちに判別できるようにしています。

(平成 23 年 8 月 1 日 改正)